

Title	〔商法三八二〕 従業員の会社に対する貸付金の先取特権性の有無 (浦和地裁平成五年八月一六日判決)
Sub Title	
Author	加藤, 修(Katō, Osamu) 商法研究会(Shōhō kenkyūkai)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1998
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.71, No.8 (1998. 8) ,p.111- 116
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	判例研究
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19980828-0111">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19980828-0111</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

## 〔商法 三八二〕 従業員の会社に対する貸付金の先取特権性の有無

浦和地判平成五年八月一六日  
平成四年(ワ)一四二一号優先破産債権確定請求事件  
判例時報一四八二号一五九頁、判例タイムズ八三九号二五七頁

## 〔判示事項〕

従業員の会社に対する貸付金は、従前の雇傭関係の維持、継続のためとの企図があり、自由な判断での任意性がなければ、会社と使用人間の雇傭関係に基づいて生じた債権であり、会社の総財産の上に先取特権を有する。

## 〔参照条文〕

商法二九五条

## 〔事実〕

事件発端当時すでに五〇歳を過ぎていた原告Xは、病氣

のため二、三カ月休職した後、A株式会社<sup>(1)</sup>に復職を申し出たところ、A会社の訴外B部長から、高齢者のパートの退職勧奨をしている状態なので、そのままでは復職できないといわれ、復職の条件として、三〇〇万円程度の金員を社内預金名目でA会社に預け入れるように求められた。原告Xは、銀行預金を中途解約して、平成二年六月二二日ころ三五〇万円をA会社に交付した。A会社は、平成三年一月一日に破産宣告を受け、被告Yが破産管財人に選任された。原告Xの主張によれば、本件金員は、A会社への復職を

条件としてA会社に預け入れ貸与したものであるから、A会社とXとの間の雇用関係に基づいてなされており、先取特権が認められる。従って、Xは、その確認を求めて本訴に及んだ。

被告Y破産管財人の主張によれば、Xは、労働の対価として破産会社から受け取るべき給与・賞与等を預け入れたものではなく、金融機関に預け入れていた定期預金を払い戻して任意にA会社に預け入れたものである。さらに、その預け入れが、上司の指示に基づくものであったとしても、雇用関係との結び付きは希薄なものであり、一般的な貸付債権に過ぎないとして、Yは、Xの主張を争った。

〔判旨〕

Xの請求を認容。

「民法は、雇人と雇主との経済的社会的地位の格差を考慮して、雇人の給料債権を保護するという社会政策的配慮から、三〇六条二号、三〇八条において、右給料債権（最終六か月分）について、雇主の総財産の上に先取特権を認めて、給料生活者の賃金保護を図っているが、商法二九五条は、さらに、会社が破綻した場合に使用人を保護するための、給料債権に限定することなく、会社と使用人との間の雇用関係に基づいて生じた債権について、広く会社の総

財産の上に使用人の先取り特権を認めている。そして、このような同条の趣旨に鑑みるならば、同条にいう『雇関係三基ツ』いたものかどうかの判断も、経済的社会的な会社と使用人の力関係を基本にして、当該債権の発生が雇用関係に与えた影響の程度、それが真に使用人の自由な意志に基づく契約により発生したものであるかの観点から総合的に判断するのが妥当であると解される。」原告(X)の本件社内預金名目の「金員の交付は、原告(X)の自由な判断で任意にこれを行ったものということはできない。」

「本件貸付金は、雇傭契約に基づく労働の対価である給与等ほど直接的な法的結び付きはないものの、雇傭関係を単にその発生の契機とするに止まらず、……従前の雇傭関係の維持、継続を図るために右金員交付がなされたことからみても、雇傭関係と密接に結び付く形で本件貸付金の授受がなされたものといえるから、右は、商法二九五条一項所定の雇傭関係に基づいて生じた債権に該当するものと解するのが相当である。したがって、原告(X)は、同条に基づいて、破産財団たる破産会社の財産について、一般先取特権を取得したものとすることができ、……破産事件において、原告(X)が破産債権として届け出た本件貸付金について、一般の優先権ある債権

としてこれを有するものというべきである。」

〔評釈〕

判旨結論に賛成。判旨理由不充分。

一 会社使用者の先取特権に関する現行商法二九五条は、昭和十三年の商法改正に際して新設されたものである。立法案関係者である松本丞治博士による「商法改正要綱解説」によれば、「第四百四十五」として、「株式会社ノ使用者ノ身元保証金其他雇傭関係ニ基キ会社ニ対シテ有スル債権ニ付テハ其者ハ会社ノ財産ノ上一般ノ先取特権ヲ有スルモノトスルコト」が挙げられ、其の説明として、「現行法上は株式会社の使用者の会社に対する債権に付て特別規定はなく、雇人の給料の先取特権に関する一般規定の保護あるに止まつて居る（民法三〇六条三号、三〇九条参照——筆者注——昭和十三年当時の民法）。然るに大規模の株式会社に於ける使用者対会社関係は屢社会問題を起すのであつて、使用者の雇傭関係に基きて会社に対して有する債権は通常の会社債権者の債権に比して優先的待遇を与ふべきものである。何となれば後者については債権者は必要と認めれば担保を徴するの自由を有するが、使用者の債権に付ては多くの場合に於て此の如き自由を有しないからである。仍つて本要綱は之に付き会社財産の上に一般の先取特権を

認めたのである。」と記述されている（松本丞治「商法改正要綱解説」私法論文集（続編）復刻版一三〇頁（平成元年））。この記述で重要なのは、使用者は、その債権について担保を設定して優先的地位を獲得する自由を有していないとの指摘である。

商法二九五条立法当時の他の解説によれば、「会社の使用者が会社に対して有する給料債権に付ては現在民法第三百九条、第三百六条第三号の規定（筆者注——昭和十三年当時の民法——）があるけれども、これだけでは尚其の保護が不充分であるからと云ふので、広く雇傭契約に基づき生ずる債権全般に付先取特権を与え被傭者の保護を徹底すべきものとし、本条が設けられたのである（要綱一四五）。退職賜金の如きものも勿論本条の保護を受ける。本条に付ては尚四百四十八条第二項を参照せられたい。」と説明されている（奥野健一ほか六名・株式会社法釈義二一四頁、二一五頁（昭和一四年））。この説明で注目すべき点は、「会社ト使用者トノ間ノ雇傭関係ニ基キ生ジタル債権」の例として「退職賜金」が挙げられ、商法二九五条一項で例示された「身元保証金ノ返還ヲ目的トスル債権」とは別の具体例が示されたこと、及び、商法四四八条に言及されていることである。なお、商法二九五条立法当時の司法省の

解説によれば、「現行法制上会社ノ使用人ハ其ノ会社ニ対スル債権中給料ニ付テノ民法第三百六条第三号及第三百九条(筆者注——昭和一三年当時の民法——)ノ先取特權ヲ有スルニ過ギズシテ其ノ余ノ債権ニ付全ク一般債権者ト同様ノ取扱ヲ受クルハ保護ニ缺クルトコロアルモノト謂ハザルベカラズ仍テ本条ヲ新設シテ其ノ不備ヲ補修シタリ」と説明されているが(司法省民事局編纂・商法中改正法律案理由書〈総則会社〉一六二頁〈昭和一三年〉)、その内容は、前出の要綱解説や立法解説の内容の域を出てはいない。

昭和一三年商法改正当時の商法二九五条に関する他の解説によれば、「株式会社と雇傭関係にある所の使用人、従業員、労働者が、いろ／＼な意味で会社に対して債権を持つて居る。或は『身元保証金ノ返還ヲ目的トスル債権』を持つて居ろうし、或は又給料の債権を持つて居ろうし、或は会社に対して預金をして居るやうな場合に於て、機を見るに敏な取引先や大口債権者は続々資金を回収してしまふのに、使用人、従業員、労働者等が自己の債権を満足に行使できないおそれがあるので、社会政策的な見地から商法二九五条が設けられたと説明される(田中耕太郎・改正商法及有限会社法概説二〇一頁〈昭和一四年〉)。この解説で注目されるのは、使用人、従業員、労働者の会社に対す

る「預金」が、「会社ト使用人ノ間ノ雇傭関係ニ基キ生ジタル債権」に含まれるように解される論述がなされていることである。

二 会社と従業員との間の社内預金契約による任意的な預金の返還請求権が商法二九五条の債権に該当するか否かについては、肯定説と否定説が対立している(中馬義直・注解会社法二九五条注四〔六巻四〇七頁〕)。余裕金を会社以外の者へ貸付けた場合との利益衡量からすると、「任意性が認められるかぎり(その認定は慎重になさるべきである)」。商法二九五条の適用対象外との見解(森本滋・新版注解会社法二九五条注五〔九巻二六一頁〕)が、妥当と考えられる。本件においては、判旨事実認定によれば、「任意性」が否定されているので、判旨結論は妥当であると考えられる。

しかし、商法二九五条立法当時の諸議論を踏まえて考えると、条文にいう「雇傭関係ニ基キ生ジタル債権」の点に關して、それをどちらかといえば嚴重に解するものと擴張的に解するものがあるように考えられる。前出の田中耕太郎博士の解説は、従業員の会社への預金を含めて解されるので、擴張的であるけれども、それ以外の説明では、退職金が例として挙げられるなど、あまり擴張的ではないと思

われる。本件判旨は、「雇傭関係ニ基キ生ジタル債権」の理解につき、種々の観点から「総合的に判断するのが相当である」と明言しているので、解釈としては、拡張的な方向にあるものと解される。そうとすれば、拡張解釈の理由が必要となる。しかし、その点で、判旨の理由づけは一応はなされているものの不充份であると解される。

本件は、破産手続上の紛争である。現行の破産手続では、厳格な平等主義が採用されている。しかし、そのことが、債権者間の実質的公平を害し、かえって、事案処理に妥当性を欠く結末になることが指摘されている（河野玄逸「破産手続の絶対的平等主義見直しの提言」銀行法務21五四一―号一頁）。会社更生手続にかかわる会社更生法二二九条但書や特別清算手続にかかわる商法四四八条一項但書のもとでは、債権者の多数決と裁判所の関与によって実質的公平を図る柔軟運用が可能となっている（河野・前掲銀行法務21五四一―号一頁）。従って、そのような柔軟運用が予定されているにない破産手続においては、何らか工夫が必要となる。そこで登場する一つの方策が、商法二九五条の「雇傭関係ニ基キ生ジタル債権」についての柔軟な拡張的理解であると考えられる。それ故、判旨としては、右のような破産手続制度上の根本を踏まえて、自己を雇傭する会社相手に担

保権を設定することなど思いもよらない状況にあるような経済的弱者の保護を説くならば、さらに説得力は増大したものと考えられる。

その他に、企業において労働力を提供する従業員について、社会の安定と国民生活の持続的繁栄を確保する観点から、あらゆる方面より手厚い対応のなされていることが、商法二九五条における拡張的解釈を許容する風土と解される。会社従業員といえども、金銭の貸借については、自己責任を自覚して行動する独立の当事者として、会社との関係でつき離れた対応をすることも、将来的には一つのあるべき選択なのかもしれない。しかし、現状においては、そこまで割り切った結末を受け入れているものとも思われない。

商法八四二条七号によれば、「雇傭契約ニ因リテ生ジタル船長其他ノ船員ノ債権」につき、運送賃に先取特権が認められている。ここでいう債権とは、「船員の給料その他の報酬請求権・傷病手当請求権など雇傭契約上の債権に限る。」と解されている（田村治美・体系海商法二九二頁〈平成八年〉）。

なお、本件については、判例評釈として、「判旨に賛成。但し若干検討すべき点がある。」とされる青木英夫・金融

・商事判例九四九号四三頁以下と、判旨妥当とされる田村  
詩子・商事法務一四七〇号一〇九頁以下がある。

(平成一〇年四月三日稿)

加藤 修

## 〔最高裁判事例研究 三四〇〕

平九一(最高裁民集五一巻四号一六七三頁)

一 県が靖国神社又は護國神社の挙行した例大祭、みたま祭又は慰霊大祭に際し玉串料、献灯料又は供物料を県の公金から支出して奉納したことが憲法二〇条三項、八九条に違反するとされた事例

二 委任又は専決により県の補助職員らが公金支出を処理した場合において知事は指揮監督上の義務に違反したものであり過失があったが補助職員らは判断を誤ったけれども重大な過失があったといふことはできないとされた事例

三 複数の住民が提起する住民訴訟と類似必要的共同訴訟  
四 複数の住民が共同訴訟人として提起した住民訴訟において共同訴訟人の一部の者がした上訴又は上訴の取下げの効力

損害賠償代位請求事件(平成九年四月二日最高裁大法廷判決)  
(愛媛玉串料訴訟上告審判決)

〔事 実〕

Y<sub>1</sub>が愛媛県知事であった昭和五六年から六一年までの間において、愛媛県の東京事務所長であったY<sub>2</sub>は、宗教法人靖国神社が挙行した例大祭に際して玉串料として計四万五〇〇〇円を県の公金から支出した。またY<sub>2</sub>は、靖国神社が挙行したみたま祭に際して献灯料として計三万一〇〇〇円を県の公金から支出した。さらに愛媛県生活福祉部老人福祉課長であったY<sub>3</sub>ないしY<sub>7</sub>(彼らは期間を異にして、老人福祉課長の職についていた)は、宗教法人愛媛護國神社が挙行した慰霊大祭に際して、愛媛県遺族会を通じて供物料として九回にわたり各一万円、計九万円を県の公金から支出した。これに対して同県の住民二〇数名であるX<sub>1</sub>—X<sub>6</sub>は、本件支出が憲法二〇条三項の「宗教的活動」に該当し、また憲法八九条が禁止す